

令和元年第3回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和元年第3回苓北町議会臨時会は、令和元年5月9日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副 町 長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総 務 課 長	尾脇 宣宏
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	錦戸 雅志
教 育 課 長	福田 誠一	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	西川 文孝
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	荒木 真喜子	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認について
専決第 1 号 苓北町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認について
専決第 2 号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認について
専決第 3 号 平成30年度苓北町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認について
専決第 4 号 平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第 7 承認第 5 号 専決処分の承認について
専決第 5 号 平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）
- 日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認について
専決第 6 号 平成30年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 承認第 7 号 専決処分の承認について
専決第 7 号 平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第10 承認第 8 号 専決処分の承認について
専決第 8 号 平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第11 議案第35号 新元号制定に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第12 議案第36号 請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、只今から、令和元年第3回苓北町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、松本良人君、6番、石田みどり君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本日の本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の承認について

専決第1号 苓北町税条例の一部を改正する条例

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認について、専決第1号、苓北町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第1号、専決処分の承認について、苓北町税条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）及び地方税法施行規則及び（自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第3

8号)が、平成31年3月29日付でそれぞれ公布されたことにより、苓北町税条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしたものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長からご説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長(錦戸俊春君) 税務住民課長。

○税務住民課長(宮崎裕昭君) 承認第1号、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

次の次のページ、条例本文の1ページ目をお願いいたします。

平成31年苓北町条例第16号、苓北町税条例の一部を改正する条例

苓北町税条例(昭和40年苓北町条例第33号)の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、先ほど町長からも説明がありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税施行規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第38号)が、平成31年3月29日にそれぞれ公布をされ、原則として同年4月1日から施行されることとなりましたが、この法令の内容ごとに施行日が、平成31年4月1日から平成33年4月1日まで、6つの施行日に分かれております。

このため、今回の平成31年3月29日の専決処分としましては、平成31年4月1日及び同年6月1日施行となる条文のみを対象として、苓北町税条例の一部改正を行ったものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の1ページ(11分の1と書いてありますけど)、そのページをお願いします。

対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。

今回の改正での条文の整備、条項等の変更につきましては、説明を省略させていただき、主な改正事項についてご説明いたします。

1ページ目の第34条の7は、寄附金の控除についての条項であります。今回、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、これまでどの地方団体に寄附金を支出しても特例的な税額の控除が受けられていましたが、今回の改正において、一定の基準に適合する団体として、総務大臣が地方財政審議会の意見を聴いた上で指定した団体に対する寄附金が、これまでと同じ特例的な税額控除の対象となることになりました。

総務大臣が定める一定の基準とは、寄附金の募集を適正に実施する地方団体、返礼品等の調達に要する費用が寄附金額の3割以下とすること、返礼品等が地場等において生

産された物品又は提供される役務、などとなっております。指定は、都道府県等の申し出によって行われることとなり、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用されることとされております。

次からは、附則となります。

附則第7条の3の2は、平成31年10月1日からの消費税引き上げに際し、住宅取得者の負担の増加等を勘案し、住宅借入金特別控除の適用期間を平成45年度分まで拡充を図るものであります。第2項は、第1項における適用手続きの要件緩和によって削除されております。

2ページをお願いします。第7条の4は、1ページで説明いたしました本則第34条の7に関連して、法第314条の7の改正に伴う条項等の整備であります。

第9条は、法改正による寄附金税額控除に係る申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備であります。

3ページをお願いします。第9条の2は、寄附金控除に係る申告特例による控除対象条文の字句の訂正であります。

3ページから4ページにかけての附則第10条の2の改正は、固定資産税（償却資産）の課税標準に乗ずる減額割合を市町村の条例で定めることができる「わが町特例」に関する条項であります。法改正によります条項ずれの整備であります。

4ページをお願いします。第10条の3は、新築住宅に対する固定資産税の減額規定の条項であります。今回新たに第6項として追加されたのは、河川法に規定する高規格堤防の整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合に、当該家屋の固定資産税の減額措置適用を受けようとする者がすべき申告についての規定であります。

これに伴いまして、4ページ左側の改正後第7項から、5ページの第13項までは条例の項ずれ及び適用法令の改正による整備であります。

6ページをお願いします。6ページから7ページにかけての第10条の4は、「平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等」について新たに規定をされております。これは平成28年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に適用されていた課税標準の特例措置について、市町村長が認める場合、適用期間を2年度分延長できるというもので、そのために適用を受けようとする者がすべき申告等について規定したものであります。

7ページをお願いします。第16条は、軽自動車税のグリーン化特例に関する規定について改正を行うものであります。

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図るため、排出ガス及び燃費性能の優れた自動車については、自動車税の税率を

軽くする。これを軽課とよんでおります。逆に、新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、自動車税の税率を重くする。これを重課（重い課税）とよんでおります。

こういう措置が平成28年度課税分から行われております。それで、第16条第1項では、先ほど申し上げました重課を平成31年度に限ったものとし、7ページから9ページにかけての、改正前の第2項から4項は平成29年度分の軽課についての規定を削除したものであります。

すみません、9ページをお願いします。失礼しました。改正後の第16条第2項から第4項は、グリーン化特例の軽課（燃費性能の優れている自動車）についての規定でありまして、9ページの第2項は75%の軽減、10ページの第3項、第4項はそれぞれ50%軽減、25%軽減の規定となっております。

10ページの16条の2につきましては、只今の軽課を規定する第16条に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等に基づき判断するという内容の条項であります。

11ページをお願いします。第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する条文で、既定の整備によるものであります。

恐れ入りますが、条例本文の4ページをお願いいたします。5分の4と表示をされております。

附則としまして、第1条で施行期日として、この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行するものでございます。

第2条で、町民税に関する経過措置を規定しております。

次の5ページをお願いします。第3条で固定資産税に関する経過措置を、第4条で軽自動車税に関する経過措置を、それぞれ規定しております。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、松本君。

○5番（松本良人君） 5番、松本でございます。

11の7ページでございますが、言葉の定義について、教えていただきたいと思っております。この第16条、ほかにもいっぱいありますけれども、道路運送車両法ということでございますが、この道路運送車両法ということは、道路を通る車のための法律なんですし

ようか。お尋ねをします。

というのが、これまで私、一般質問でも申し上げましたけれども、田んなかですね、田植えをする機械も、あるいはその他農作業の車にも課税される。道路は全然通らない車にも課税がされるわけでございますけれども、この元々の発端の基本というのは、この道路運送車両法によって、そこら辺が定められた税じゃなかろうかなと思いますが、そこら辺の文言はどうとらえられるかお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 道路運送車両法につきまして、国のほうで指定をされた分については、軽自動車の小型特殊等は、以前にもお答えをしましたけれども、規定を満たせば、道路を運行するには関係なく課税はできるということとなっております。

ちょっとそういうことで、今回の分については、三輪車及び軽乗用ということで、小型特殊等はここには対象となっておりますけれども、そういうことでございます。

○議長（錦戸俊春君） 5番、松本君。

○5番（松本良人君） 私は、課税そのものはどうのこうのじゃなくて、そもそも国自体が間違っているんじゃないかなというような認識をします。今の説明じゃですね、田植え機にしても、あるいは今現在農作業あたりに使われておりますけれども、バックフォア、そういったもの、あるいはコンバイン、そんなのについては道路を走るときは品物は確かにナンバープレートをいただいて、道路を走りますよというような申告をいたしまして納税義務を全うするわけでございますが、強制的に、田んなか走るだけにもかけろってというような国の指導は、この文言から言うとですね、道路運送車両法というそのものが、道路を使うための、あるいはそこを、そこら辺の兼ね合いから持ってこられたものじゃなかろうかなと思います。それで、何年も田植え機とかコンバインとか、あるいはバックフォア、その他、機械には課税されてなかったんじゃないかなと思いますけれども、もし国が云々じゃなくて、法的に「それ、違うですよ」ということであれば、県にでも国にでも堂々とやっぱりそこを申し上げるべきじゃなかろうかなと思います。そこら辺はどうお考えなのか、国が間違っているのは、やっぱり我々が裁判をしなければいかんのかな、ということでございますが、そこら辺の、もう一回お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 只今の農耕用の小型特殊車両につきましては、3月の議会でもご質問がありました。そのときにも、町長からも答弁がありましたけれども、課税免除についてやられているところもあると、そういうことで、それが可能かどうか、あらゆるいろんな角度から検討をしますということで、答弁があったと思います。で、今年度そういうことで、内容につきまして検討するように、計画をいたしているところ

でございます。

○議長（錦戸俊春君） 5番、松本君。

○5番（松本良人君） ぜひですね、これ最後でございますが、この道路運送車両法という言葉のそもそもの文言自体がどのようになっているか、なかなかしどろもどろで、回答は出ませんので、国・県あたりとですね、この文言はどういうものかということですね、問い合わせさせていただいて、やはり改正すべきところは国の法律そのものを変えてくれるというようなことを、やっぱり申し上げるのが妥当じゃなかろうかなと、そこから辺からやはり農作業用の云々についても法的に間違ってるよというようなことを申し上げていただきたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、苓北町税条例の一部を改正する条例については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分の承認について

専決第2号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認について、専決第2号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第2号、専決処分の承認について、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）が、平成31年3月

29日付で公布されたことにより、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する必要があるが生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしたものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長からご説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 承認第2号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

次の次のページをお願いいたします。

平成31年苓北町条例第17号、苓北町国民健康保険税条例の一部の改正する条例、苓北町国民健康保険税条例（昭和40年苓北町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。

今回の改正事項は、地方税法施行令との改正に伴い、一つには課税限度額の引き上げ、もう一つは5割軽減、2割軽減額の算定基準を見直し、軽減の対象者を拡大するものであります。

第2条は、国民健康保険税の課税額についての規定であります。第2条の第1項では、3つの課税額が定義されておりまして、第2項から第4項でそれぞれの課税額の内訳及び限度額が規定されています。基礎課税額が規定されています第2項の中で、限度額をこれまでの右側改正前の58万円から、左側改正後の61万円に改めるものであります。

第15条は、税の減額の基準となります軽減判定所得についての条項であります。第1項は、3つの課税額の限度額を定めていまして、その内、基礎課税額分の限度額が58万円から61万円に改められております。第1項第2号が5割軽減の額の算定についての規定でございます。対象となる基準額の算定において、基礎控除となる33万円に加える額として、被保険者の数に乗すべき金額を、改正前27万5,000円から改正後28万円に、同様に第1項第3号において、2割軽減の対象となる基準額の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、改正前50万円から改正後51万円に改めるものでございます。保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、中低所得層の被保険者の負担に配慮した見直しとなっております。

前のページの条例本文に戻っていただきたいと思っております。

附則としまして、施行期日。この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。以下、改正後の国民健康保険税条例の適用区分について規定したものでございます。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。本案は、承認することに異議ありますか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数です。

したがって、承認第2号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第3号 専決処分の承認について

専決第3号 平成30年度苓北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認について、専決第3号、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第3号、専決処分の承認について、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、3月31日までに確定いたしました地方譲与税、交付金、交付税、国庫支出金、町債等の最終確定が終わって、調整の必要があったもの及び事業確定による補正でございます。

なお、承認第3号以下承認第8号まで同様の提案をしております。特別会計では、事業費の確定及びそれに伴う会計間の繰り入れ、繰り出し等もございましたので、各特別会計につきましても、補正予算の専決処分をいたしております。

なお、内容につきましては、企画政策課長及び担当課長からご説明をいたさせますので、

よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 平成30年度苓北町一般会計補正予算（第7号）の内容についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,223万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億8,640万円とするものでございます。

今回の補正は、平成30年度における交付税、補助金等収入の確定及び各種事業の精算が主なものでございます。主な点について説明をさせていただきます。

6ページをお願いします。

第2表「繰越明許費補正」1変更ですが、款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、林道施設災害復旧事業に4月災害重変協議に係る工事請負費等2,900万1,000円を増額し、2億1,407万1,000円とするものです。

7ページをお願いします。

第3表「地方債補正」1変更ですが、各事業費の確定による起債限度額の減額変更です。

10ページをお願いします。歳入です。

款1町税、項1町民税、目2法人は、法人町民税の実績見込みによる200万円の増額です。

11ページをお願いします。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税から17ページ款7の自動車取得税交付金までは、譲与税、交付金の確定によるものでございます。

18ページをお願いします。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、交付額確定により特別交付税1,430万円の増額です。

19ページをお願いします。

款10交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金、目1交通安全対策特別交付金は、交付額の確定により、8万1,000円の減額です。

20ページをお願いします。

款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金は、節1老人福祉費負担金の老人福祉施設入所者及び入所扶養義務者負担金並びに節2児童福祉費負担金の保育所入所児童保護者負担金、合わせて実績により88万7,000円の減額、目2総務費負担金、節1情報化推進費負担金は、加入者増により、苓北町有線テレビジョン放送施設加入負担金及び苓北町ひかりネットワーク加入負担金あわせて81万9,000円の増額です。

21ページから22ページの款12使用料及び手数料ですが、それぞれ確定による補正で、21ページ使用料が54万8,000円の減額、22ページ手数料が25万3,000円の増額です。

23ページをお願いします。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金は、平成30年度の保育所運営費について、処遇改善及び人事院勧告単価分の人件費分が、今回は実績報告後に追加交付されることとなり、交付申請額に対し、交付決定額が7割であったため、4,956万9,000円と大幅な減額となりました。なお、平成30年度に交付されなかった分については、平成31年度に措置されることとなります。節3保険基盤安定負担金の介護保険料軽減国庫負担金は6,000円の増額、節4児童手当国庫負担金は419万8,000円の減額です。

24ページをお願いします。

項2の国庫補助金ですが、目1総務費国庫補助金から目5教育費国庫補助金は、事業費の確定により、合計で86万3,000円の減額です。

25ページをお願いします。

項3委託金は精算によるもので、目2民生費国庫委託金、目3教育費国庫委託金合計で36万9,000円の減額です。

26ページをお願いします。

款14県支出金、項1県負担金は、県の負担割合により目1民生費県負担金、目2衛生費県負担金合計で2,483万円の減額です。なお、保育所運営費県負担金については、23ページの民生費国庫負担金と同様、交付申請額に対し、交付決定額が7割であったため、2,478万5,000円と大幅な減額となりました。この減額分については、国庫負担金と同様に、平成31年度で措置される予定です。

27ページをお願いします。

項2県補助金、目1の総務費県補助金から次のページの、目8の災害復旧費県補助金までは、それぞれ事業費の確定、精算によるもので、県補助金合計で4,897万4,000円の増額です。この内、28ページの林道施設災害復旧費補助金については、局地激甚災害に指定されたことにより補助率が85%から地すべり分98.2%へ、4月災害分96.4%と嵩上げされたこと、及び4月災害分の工法変更による事業費が増加したことに伴い、5,191万円となるものです。

29ページをお願いします。

項3県委託金は精算によるもので、合計で104万円の増額です。

30ページをお願いします。

款15財産収入、項1財産運用収入は、実績により合計で229万4,000円の増

額です。

31ページをお願いします。

項2財産売却収入も実績によるもので、合計で66万3,000円の減額です。

32ページをお願いします。

款16寄附金ですが、目1総務費寄附金は、広報れいほく郵送料寄附金、一般寄附金、ふるさとづくり寄附金の実績により、合計で31万6,000円の増額です。

33ページをお願いします。

款17繰入金、項1特別会計繰入金、目4宅地造成事業特別会計繰入金は、住宅用地販売促進委託料及び住宅建設補助金の歳出実績に伴い、繰入金140万円の増額です。

34ページをお願いします。

項2基金繰入金ですが、保育所運営費に係る国庫負担金4,956万9,000円及び県負担金2,478万5,000円、合わせて7,435万4,000円が減額交付となったことにより、これを補う財源として財政調整基金1,770万円の取り崩しを行うものです。なお、この保育所運営費に係る国・県交付金の未交付分については、平成31年度に過年度収入として措置されることとなりますので、収入された時点で財政調整基金に積み立てる予定です。

35ページをお願いします。

款19諸収入、項4受託事業収入、目1農林水産業費受託事業収入は、実績により2,000円の増額です。

36ページをお願いします。

項5雑入、目1雑入、節2雑入は、小学校及び中学校に設置している太陽光発電売電実績に伴い、42万円の増額です。

37ページをお願いします。

款20町債は、それぞれ事業費の確定見込みによるもので、合計で3,500万円の減額です。

38ページをお願いします。歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は確定により、節8報償費は、ふるさとづくり寄附金謝礼品30万円の減額、節19は退職手当負担金170万円の減額、節25積立金は、基金及び利子積み立て、合わせて139万2,000円の増額です。

39ページをお願いします。

目2文書広報費は、消耗品費3万3,000円の減額、目5財産管理費は、実績により各委託料合計88万9,000円の減額、目6企画費、節19負担金補助及び交付金は、住宅リフォーム等支援事業補助金の実績により32万4000円の減額、目8諸費から目14情報化推進費までは、財源区分の変更です。

40ページをお願いします。

項2町税費、目1税務総務費は、財源区分の変更です。

41ページをお願いします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節19負担金補助及び交付金は、実績により、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金30万円の減額です。

42ページの項4選挙費、目3熊本県議会議員一般選挙費から43ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費は、財源区分の変更です。

44ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金補助及び交付金は、実績により結婚祝補助金、坂本・藤本福祉基金利子社協補助金合わせて50万2,000円の減額、節28繰出金は、国民健康保険特別会計の出産育児一時金分の精算により、84万円の減額、目2老人福祉費、節19負担金補助及び交付金は、災害弱者緊急通報システムについて、これまで天草広域連合の業務から町と委託業者との直接契約に変更となったため、天草広域連合負担金167万1,000円の減額、やさしいまちづくり住宅改造補助金は、実績により20万円の減額、節20扶助費は、実績により、老人日常生活用具給付事業、老人保護措置費合わせて110万5,000円の減額、目4介護保険事業費、節28繰出金は、介護保険特別会計の精算による80万2,000円の減額です。

45ページをお願いします。

目6障害者福祉費、節19負担金補助及び交付金は、やさしいまちづくり住宅改造助成事業補助金の実績により、10万円の減額、節20扶助費は、重度心身障害者医療費助成、難聴児補聴器購入助成、合わせて229万2,000円の減額です。

46ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は精算により、節13委託料、放課後児童健全育成事業委託金25万1,000円の減額、節19負担金補助及び交付金は、保育所運営費補助金、延長保育事業補助金合わせて412万1,000円の減額、節20扶助費、児童手当、子育て支援医療費助成合わせて767万5,000円の減額です。

47ページをお願いします。

項4国民年金事務取扱費は、財源区分の変更です。

48ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、実績により妊婦検診委託料4万6,000円の減額、目2予防費及び目5健康増進事業費は、財源区分の変更です。

49ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費は実績により、節7賃金、臨時雇賃

金から節19負担金補助及び交付金、イノシシ等有害鳥獣防除施設補助金に係る費用合わせて138万1,000円の減額、目4畜産業費も実績により節19負担金補助及び交付金、畜産振興事業補助金の46万6,000円の減額、目5農地費、節19負担金補助及び交付金は、各負担金と補助金合わせて実績により31万9,000円の減額、目7堆肥センター管理費、節16原材料費は、原材料のパークの購入費実績による43万8,000円の減額です。

50ページをお願いします。

項2林業費、目1林業振興費は、財源区分の変更、目2林道費、節17公有財産購入費は、林道災害に係る用地について、対象用地確定後に購入することとなったため167万2,000円の減額です。

51ページをお願いします。

項3水産業費、目1水産業振興費は実績により、水産物養殖・栽培調査委託料71万7,000円の減額、製氷機更新事業補助金53万8,000円の減額です。

52ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節19負担金補助及び交付金は、実績により天草市消費生活センター負担金1,000円の減額です。

53ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節13委託料は、実績により道路台帳整備委託料33万9,000円の減額、目3道路新設改良費は、実績により、節13委託料41万6,000円、節17公有財産購入費82万1,000円の減額です。

54ページをお願いします。

項4港湾費、目1港湾管理費は、財源区分の変更です。

55ページをお願いします。

項5住宅費、目1住宅管理費は、財源区分の変更です。

56ページをお願いします。

款8消防費、項1消防費、目4災害対策費は、自主防災組織活動活性化事業の実績により、節11需用費14万円の減額、節18備品購入費で33万円の減額、節19負担金補助及び交付金は、危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金で、申し込みがなかったため60万円の減額です。

57ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目3住宅施設費は、財源区分の変更です。

58ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費は、小学校空調設備事業の繰越事業費確定に伴い、13委託料37万8,000円、15工事請負費152万円の減額、節19負担金補助及

び交付金は、大会実績による県器楽合奏コンクール出場補助金14万6,000円の減額です。目2教育振興費、節20扶助費は、要・準要保護対象児童数の減により28万5,000円の減額です。

59ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費及び目2教育振興費は、財源区分の変更です。

60ページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、目2公民館費及び目5志岐集会所管理費は、財源区分の変更、目3社会教育施設費、節15工事請負費は、温泉プール施設改修工事完了により、420万円の減額、目4文化財保護費は、実績により、節11需用費10万円、節14材料及び賃借料45万円の減額、節22補償補填及び賠償金は、新大手門広場整備事業に伴う電柱移転補償費確定により、421万5,000円の減額です。

61ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目2林道施設災害復旧費は、4月査定分の林道災害に係る工法変更の重変協議のための旅費、査定設計委託料及び工事請負費合わせて2,900万円の増額です。

62ページをお願いします。

項2公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費は、財源区分の変更です。

以上で、苓北町一般会計補正予算(第7号)の説明を終わります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長(錦戸俊春君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、浜口君。

○7番(浜口雅英君) まず、44ページ・45ページ並びに、次年、30年度、まあ令和元年ということだと思いますけど、で、補填してくれるということですが、概ね何月頃になるのでしょうか。

それから、49ページのイノシシですか。の実績は、減額になっていますが、実績は、数を教えてください。

それから、53ページで157万6,000円減額ですが、これは組み替えて、いつ頃わかったのかわかりませんが、工事が、施工が可能であればですね、早目に数字をつかんで、節を組み替えて町道の維持管理費に回すということはできなかったのか。

53ページです。

それから、58ページは、小学校の空調の委託料、設置工事費が見てありますが、説明の中では完全に済んだということですが、今年の夏休みからは運用が可能なのかどうかをお尋ねします。

それから、61ページで、これは議案36号の設計変更に伴う契約変更の分も、金額

はもう見込んであるのか、お尋ねします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） まず、53ページでございます。この各委託料関係のですね、事前に察知して町道維持費等に回せなかったのかというご質問でございますけれども、わかったのがですね、大分遅れまして補正してもちょっと期間が足りないということで、今回はその維持費には回せなかったということでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 58ページの小学校のエアコンの運転の開始時期なんですけど、工期が5月31日までとなっております、今業者さんに確認したところ、予定どおり進んでいるそうです。6月初旬に竣工検査をいたしまして、速やかに6月初旬に運転を開始したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 46ページの件で、何月ぐらいにお金が来るのかということでございますが、今現在のところちょっとわかりません。随時ですね、県のほうにも情報収集のほうをしていきたいと思っておりますので、申しわけございませんが、そういう回答でございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 49ページのイノシシの捕獲の実績ですけれども、平成30年度は602頭です。ちなみに、平成28年が679頭、平成29年が428頭でございます。

それから、61ページの今回の変更契約の工事費が見込んであるのかって言う件ですけれども、今回の変更契約分については、現予算内で対応することとしており、今回の変更の予算案は4月災の分のみです。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 44ページ、45ページのやさしいまちづくり住宅が減額になっていきますけれども、これの実績を教えてください。

それから、町道の管理ですが、ちょっと確認が遅くなったということですが、現状見ていただければ、これまで私は再三、維持管理がなっていないということは再三申し上げておりますし、担当課でも、私に言わせれば「道路パトロール」じゃありませんけれども、おかしいところは随時チェックされているようですので、やっぱりそういう部分があればですね、いっぱいあるわけですので、やっぱり金は残さずに住民が求める部分

にはジャンジャンジャンジャン使ってもらおうと、住民が不要と思う部分には使わないと、ということが基本だろうと思いますので、今後十分そういうことに配慮しながら、済んだことではありますけども、今後配慮しながら取り組んでもらいたいと思います。

それで、44ページ、45ページ、あといっぺん教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 44ページのやさしいまちづくり住宅改造補助金と45ページのやさしいまちづくり住宅改造助成事業費補助金の実績でございますが、30年度におきましてはゼロ件でございましたので、実績に応じて減額をいたしました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） これは基準とか、そういったものの周知ですね、事業の周知、対象者が限られてくるというふうに思いますので、聞くところによれば、手すりの申請とか何とかもこの中でいいわけでしょ。そういうのがなかなかうまくいかないという、まあうまくいかないのが、役場が対応してくれないのか、あるいは大工さんがおられないのか、そこまではちょっと確認しておりませんが、あ、確認しましたがここではちょっと発言を控えますが、そういう状況をですね、住民の皆さんは持っておられます。もっとやっぱり、この事業、高齢者の移動手段のタクシーの件も同じですが、そういうものはジャンジャンジャンジャン住民の中に、これからの高齢化社会の中ではですね、住民の皆さんはもう大変困っておられます。そういうものありますので、やっぱり町あげてそういう福祉、高齢者・少子化の福祉対策はもうちょっと準備に、今後積極的にPRをしていくべきだというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） ご指摘のとおり、周知のほうに努めていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

8番、野崎君。

○8番（野崎幸洋君） 1点だけ質問します。60ページです。文化財保護費の中で、電柱移転補償費421万5,000円減額にはなっておりますけども、直接予算ではありませんけども関連として質問させていただきます。

5月25日に、大手門関係の住民説明会が予定されているようでありまして、この内容についてわかっている範囲内で教えていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 5月25日ですね。住民説明会をコミュニティセンターの大会議室で開催いたします。時間は午後1時30分からです。

説明の内容といたしましては、大手門の広場ですね、説明をですね、と、バス路線の迂回路の説明を主にしたいと考えております。今のところ、この前区長会のほうで1回説明しとりますけど、公園の部分の事業費が約5000万円で今説明をしております。公園部分のみですね。はい、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 8番、野崎君。

○8番（野崎幸洋君） これは説明会ということで、全町民に対しての対象かとは思いますが、その際、こういった説明会の折の、例えば町民からの意見・要望等、なかなかこの全町民の中で挙手して意見を述べているというのは、なかなか勇気があることでもありますので、説明されるのはいいんですけども、こういったのを踏まえた中で、アンケート等でですね、町民のもっと隅々、忌憚のない意見を拾うための、そういったアンケート等の調査をされる意向はないのかをお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 今、議員のご指摘のアンケートの件なんですけど、今のところ考えてはいいんですけど、先ほど申し上げましたとおり区長さんのほうにですね、ある程度説明をしておりますので、区民の方から区長さんを通じて町に要望なり来るのかなあというも若干期待はしております。まあ、今度の出席者に関しては、ちょっと今のところ、何人みえていただくかわかりませんが、今後検討をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 8番、野崎君。

○8番（野崎幸洋君） であればですね、区長さん方にも、もっと町民の方の、これ賛成的な意見が多ければ当然これはつくっても仕方ないと私は思うんですけども、そういった隅々の意見がですね、十分反映されてないのであれば、当初から言ってますように工事を進めるべきではないと思っておりますので、十分な町民の方の隅々の意見を吸い上げるためにも、こういった方法ですね、今後考えていただいて、もし間に合うのであれば、この住民説明会にアンケートを用意していただき、そしてまた、区民への説明会の折の区長さんへでもですね、そういった方法、周知、そして各住民の意見の吸い上げという意味でもぜひ実施していただきたいと思っております。まあ、要望となりますけども、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

5番、松本君。

○5番（松本良人君） 38ページです。ふるさとづくり寄附の謝礼の関係が何件ほどのくらいぐらいの金額になっているのかお尋ねします。

それから、回数に制限がございます。ついでにですね、他市町には、かなりそのふるさとづくりの、要するに寄附金等が多額であるというようなことがあります。これはや

はり、町のやり方でかなりの高額な額を集めていらっしゃるというところがございますけれども、この減額になるっていうことは、少しそこら辺のやはりユニークな募集とか何か欠けているんじゃないかならうかと思いますが、そこら辺をあわせてですね、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、61ページでございます。林道の災害でございますけれども、これについて、今、起点のほうが壊れております。何か法面がこうひびが入っていたりなんかしてですね、重機も入れんとかなってというような感じがしますが、そこら辺は把握はされておりますか。

それから、かなりの急な法の切り方等がございますけれども、これ査定官の見方によっていろいろ変わろうと思っておりますけれども、重変とか何かの対応とかなんかもあろうと思っておりますが、そこら辺の対応はまだ、その災害復旧の国庫負担もなんか変わつとらんとですかね。そういうことであればですね、もういっちょ現場をもう土を掘ったあとに出てきた、発生したいろんなことがありますので、当初、災害を受けた時点の方法じゃなくても、やりながらでも変更していくというようなことが、現在もできるか、できないか、もしできるとしたらばそこら辺をやれば、2次災害、3次災害が防げるんじゃないかならうかと思っておりますので、そこら辺は、今後どのような考え方でおられるか。

で、一応私は、これに関しては2点でございますけれども、先ほど、野崎議員がおっしゃいました富岡関係の、大手門関係の分ですけれども、今後はですね、小出しでですね、ネズミが餅をかじっていつてずーっといくような形じゃなくて、堂々とですね、全体計画を出していただきたい。そして、全体計画の中で、これはやらんばんとならばやると、それに基づいてやると、やらんならもうだめならだめというようなことを、やっぱり決定していただければと思います。今そういった全体計画ができておつとですかね、私はそこら辺がわからんとですけれども。まあ議会の度に、もうこれまでだ、これまでだということで私たちが反対した中でも説明聞くわけですけれども、それがずうっとチビチビチビチビ何かの形でですね、調査費がついたり、その用地費がついたりしていく。何回も、前の段階でも、地区の座談会あたりはあります。あのときに、大きな構想の説明会をやっていただければ、そこら辺は何も心配はいらん、そういうことじゃなかったかと思っておりますけれども、今後はそこら辺の全体的な考え方はないのか、今回はもう今回の分で打ち切りなのか、そこら辺もはっきりしていただきたい。そこら辺の説明をよろしくをお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 38ページですね。ふるさとづくり寄附金の件数についてということでご質問がございました。

32ページの款16の寄附金のところに入っておりますけれども、昨年度は、最終的

に58件でございます。58件で、205万750円の寄附となっております。それと、今年度につきましてはですね、取り組みとしてどうかというご質問だと思うんですけども、一応一括代行ということで、業者のほうに今年度から新たに一括で移行して、募集事務とかそういうものを取り組んでいただいております。町のほうもあわせて一緒にやっていくわけですが、そういった中で、4月から新たに始めるにあたりまして、返礼品を充実させた方がいいということで、30年度中にですね、新たに町内全域の関係商工団体等にですね、一応説明会を実施をしまして、その中で現在20事業者で返礼品が57品ということで用意しているところでございます。昨年の4月の段階では、1ヶ月間で4人の寄附だったわけですが、今年度の、今年の4月、1ヶ月間比較しますと4月で24人あったということで、20人は今のところ増えているという状況です。

まあ、私どもとしましてはですね、今後も増えていくように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 林道の災害復旧工事の箇所ですけれども、松本議員のご指摘があったあの地滑り箇所の被災箇所についてはですね、連休に入ってから業者のほうから連絡がございまして、現地のほうは確認をしております。で、あそこの現場が約40mぐらい切土高があるんですけども、ここの当初の設計で査定を受ける段階では、途中に小段を設けるっていうような形でですね、設計をやったんですけども、査定の段階で林道の設計基準に基づいて小段なしっていうふうな形の最終的な工法に決定したところでございます。

今後、そういった災害じゃないですけども、工法変更の必要な箇所がですね、随時生じた場合については、県・国なりと協議しながらですね、施工の安全性を第一に実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 松本議員のご質問の件なんですけど、今度の5月25日の住民説明会に関しましては、新年度の予算審査特別委員会のほうからのご指摘もありまして、早急に住民説明会を開催することという要望がありましたので開催をさせていただきました。今後、5月25日にどれくらいの方が来ていただくか、ちょっと予測はできないんですけど、まず今回は、バス路線の変更がありますので、住民の方に納得していただかないとバス路線の変更もできないこともあります。バス路線の変更ができないと、当然工事もできませんので、先ほど申しあげました富岡城関係の整備計画の全体的な図面ですけど、今まで小出しをされていたということなんですけど、大手門公園整備

に関しましては、町といたしましてはこの前の当初予算のほうで認めていただけなかった国道側の分を除きますと、ある程度の案はもうできておりますので、機会を見てご提示をさせていただきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 大手門の計画が小出しということですが、全体像は既に何回かやった中で、大手門に限っては説明をしてあります。ただし、そこの中でいろんな異論も出てきておりますので、そういうところの調整をしながら、今回の5月25日の説明会においても、大手門の全体像は説明をして、そして今年度の予算については、事細かく説明をするという方向で、図面も用意してあるはずですので、全体ですね、大手門の。今までもやってきております。特に昨年夏やったのは、大手門全体の図面も出しながら、問題点も含めて、これは地域の方、2丁目と3丁目だけだったんですが、やっております。今まで数回やっておりますが、全体像の中で、いろいろ問題点もご指摘をいただいておりますので、その件をどう解決していくかということについても検討をしてみたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 5番、松本君。

○5番（松本良人君） まず、ふるさとづくり関係でございますけれども。これ、業者さんサイドでどうのこうのという話が出ましたけれども、やはり町スタッフの方もですね、いろんなことを、ユニークなことを考えていただいて、それに業者さんの製品を合わせるというような態度がいいんじゃないかな。ほかのところではいっぱい町村、私テレビをよく見とっとですが、成功した例あたりは、この担当の方あたりがずば抜けたやっぱりユニークな発想で、いろんな形で、それに基づいて協力者に呼びかけていらっしゃるということでございます。

荅北町においては、さあ区長さん頼りと区長会頼りとか、あるいは、業者頼りとか、ちゅうことがいっぱいです。そこら辺は基本的になくしていただいて、やはり皆さん、素晴らしい才能があらわれる方、いっぱいおいででございますので、ぜひですね、町の職員さんの才能を引き出していただいて、そこら辺で十分検討して、ユニークなまちづくりに努めていただきたいなと思っております。これは全てです。設計から何から。全部ほかの方頼りです。ここは、町は。びっくりしました、私、これ入ってですね。

そういうことございますので、今後はですね、皆さんの、職員さんの方々から力を引き出していただきたいな、そこら辺をあわせてお願いをしておきます。

それから、例の林道関係でございますけれども、ぜひですね、そこら辺は現場にあわせた対応をしていただきたいなと思っております。多分、私、当時災害を担当していた時がございましたけれども、1回目の査定はですね、査定官による査定は基本的なもので、おおよその予算の目安でございますので、小さいところは重変とか、あるいは再査

定なんかに入らんちゃよかつですけど、あんなに大きな、しかも大学教授しゃがわからんような地質の中は誰もわからんわけですので、掘ってみて、穴を開けてみて、あるいは土を耕してみても、その現況にあわせたほうがいいんじゃないかなんかと思ってるので、頑張っていたきたいなと思っております。

それから、大手門関係で云々ということでございますけれども、私は何回かですね、もうこれでやめだと、ここから先はせんぞというようなことをお聞きしましたけれども、私の聞き間違いだったんですかね。もう一回私、議事録等をもう一回見直していきたいなと思っておりますけれども。大手門関係の手前をすつときも、これでしまいだというようなことを聞いたつですが、ここら辺は聞き間違いかなと。

それから、今後ですね、これは企画サイドあたりにもお願いしたいと思っておりますけれども、実施計画書なんかもバツと出していただいておりますね、5年、あるいは振興計画の中では10年計画、5年、3年ということがピシヤリありますので、私も今度はこのまだ実施計画書をいただいておりますので、そこにどのように反映されているのか、振興計画が町の進む元でございますので、そこら辺にどのように反映されているのか、口先だけじゃなくてですね、本当にあるのか、財政はどうなっているのか、財源はどうなっているのか、そこも見せていただきたいと思っておりますので、一つよろしくお願ひします。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑はありませんか。

6番、石田君。

○6番（石田みどり君） 36ページですが、太陽光発電の売電が、小学校は黒字ですけども中学校はマイナスになっております。中学校は昨年、エアコンを設置していただきました。この冬ですね、寒い日があったんですけども、そのときにどうもエアコンが使ってないということで、子どもから聞いたということで保護者から声を聞きました。で、何でだということ聞いたら、電気代が高くつくからというようなことで使わないと。せっかく付けたエアコンを使わないという話も聞きましたけども、だからこれ、マイナスになっているからそうなのかなというふうに私は感じましたけど、そこら辺のご説明をお願いいたします。

それと、39ページでございますが、住宅リフォーム支援事業ですが、これは実績で多分、マイナスになっているかなというふうに思いますが、これは希望者がいなかったということございましょうか。前年度は多分、お聞きしたときは、予算がオーバーしたので切らざるを得なかったというのをお聞きしたんですけども、そこら辺の住民への周知徹底がきちりできているのかどうか、そこら辺もお聞きしたいと思ひます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 36ページの太陽光発電の小中学校の分なんですけど、昨年度はですね、案外天候がよくてですね、小学校あたりはちょっと発電量が多かったんですけど、中学校がですね、若干原因不明の未発電期間がちょっとありまして、すぐ業者さんに見ていただいたんですけど、なかなか復旧をしなくて、当然ならばプラスになるところが若干マイナスになってしまいました。寒い時期につけられない分が、この太陽光発電とは全く関係ございません。予算の審査の委員会的时候も、若干ご質問あったんですけど、せっかく付けたので学校のほうでですね、何度以上なら付けるという基準をですね、再度明確にしてですね、なかなか電気代も高いものですので、検討してまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 住宅リフォーム等支援事業補助金の実績についてということですが、実績がですね、3軒で合計金額が17万6,000円ということで、平成29年度は予算が立たなくてということだったんですけども、30年度につきましてはですね、予算がありまして、余っていたので再度募集をかけました。かけたけれども実績がもうこれだけしかなかったと、ということでの決算になります。

○議長（錦戸俊春君） 6番、石田君。

○6番（石田みどり君） 中学校のエアコンの件なんですけども、やっぱりせっかくエアコンが付いたんだから先ほど基準を設けてということ、明確にしてということをおっしゃいましたけども、寒いときはやっぱりつけるという方向でやっていただきたい。せっかくエアコンが付いたのに、寒いまま勉強しなければならないというのは、あまりにも子どもたちにはかわいそうだなというふうに思いますので、そこら辺はきっちりお願いをしたいというふうに思います。

住宅リフォームの件なんですけども、再度募集してもなかったということですね。そこら辺がもっと周知をしていただけないのかなということも、私はちょっと危惧するところがあるんですけども、いろいろな使い方というのは割と柔軟に取り組んでいらっしゃるなというふうには思いますけども、そこら辺の周知をもうちょっと、どういうところに使えるんだという、そこら辺の周知をですね、もうちょっときっちりしていただければいいかなというふうには思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） できるだけですね、せっかく予算も確保していますので、使っていただけるように、あんまりたくさん載せるとですね、広報の紙面も限られてますので。周知をしていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 1番、山口君。

○1番（山口利生君） 予算の関係でご質問いたしたいと思います。

林道災害復旧費、今度補助金の嵩上げがあって、相当、国からの、国・県の補助金が上がったということで、5,191万7,000円の増というのが非常に皆様方の努力の賜物と感謝いたします。

そこです、補助金額が5,191万増えているのに、61ページの特定財源のところでの国・県支出金が4,178万7,000円ということで、通常、国庫補助金が上がったら、この金額がそのまま財源のほうに入ってくるんじゃないかなと、地方債は当然その分が入ったから地方債が要らないというのはわかるんですが、それと一般財源が871万3,000円、逆に増えているというところの、なんでこのようになるのかがちょっとわかんなかったものですから、その点質問をいたしたいと思います。

それと、あと今度の専決で大分マイナス項目の一般財源関係がですね、精算ということで落としてありますけれども、これを精査するためには相当な職員、又、財政課関係の担当者のほうも相当な労力が必要になってきているんじゃないかなと思うんですが、このような精算は、決算のときにそのまま残すというようなことをすれば、職員の過重労働にならないんじゃないかと思うんですが、あえて、これマイナスすることで決算額がゼロゼロというふうになるような仕組みを設けていらっしゃるのかどうかをちょっとお聞きしたいと。

あと1点が、先ほど大手門関係の説明会が今度、5月25日に開催されます。けれども、その中でですね、大手門広場に5,000万程度投入するという説明をなされるといような話を、これは区長会の際に説明されたというふうに聞いておりますが、区長から聞いたときにですね、もう時間がなくて、おざなりのような感じていうか、まあそれは大変失礼ですけれども、詳しい説明はなかったというようにですね、先ほど課長のほうから、区長を通じて住民からの意見が上がってくるのではなかろうかというようにお話がありました。区長はそういう気は全然ないんじゃないかというふうに思いますので、安易に、区長に説明したから住民に浸透するといようなことをですね、この場で申し上げられるのはいかなものかというふうに思います。

あわせて、大手門広場の5,000万というのは、31年度の予算にあげてあるのか、ちょっと私も全体の予算額がよくわかんなかったものですから、アパート自体があそこに2階建てがありますが、その移設費、実態がまだ鑑定評価が上がってないかと思えますので、あれはまだ予算化されてないというふうに認識していましたが、それは誤っていたのかどうか、という3点お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 最初の2点について、私のほうからご説明させていただきます。

ご指摘のとおり、28ページの国庫補助金ですね、県の補助金では5,191万ということで、本来ならば61ページの国・県支出金のところに5,191万が充当されるわけですが、この差がですね、4,178万7,000円との差の1,012万3,000円につきましてはですね、29年債の過年度の県の補助金が入ってきています、既にそこ、前の議会のときにですね、充当をかけていたものですから、これをそのまま入れてしまうとオーバーフローしてしまうと、歳出に対してですね。なお、一般財源がありますけれども、単独事業の分もありますので、国庫補助事業については、オーバーフローするので、国庫補助事業の分を単独事業に充当かけられませんので、そのような関係から今回のこの補正につきましては、過年度分の収入、先に受け入れて、1,012万3,000円を受け入れてたため、充当先を一般財源がオーバーしとることになります。

あと、専決のマイナスの考え方ですが、一応国・県補助金等ですね、確定によりってことで、歳入のところでできるだけあわせるようにというふうなところでずっと進んできております。また、それに伴って、特定財源になりますので、それに伴う歳出のところにも影響が出てきているということが一つと、あと一つは監査のときにですね、不用額の全体の予算に対する10%以上かつ30万円を超えるものについては、不用額が何ででたかというふうな調書を提出するというのもありまして、そのような関係から、一応この小さいところで、このページ数も多くなりましたけれども、毎年そのような形で処理をさせていただいております。

ご指摘されるように、本来ならば小さい軽微なところですね、決算で剰余金ということで剰余金の処理をして、2分の1以上財政調整基金に積むというふうにしたら、職員の手間も少なくなるわけですが、基本的な考え方として、今申し上げたとおりのことで予算のことについては執行しております。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 先ほどの、区長さんのご意見という、私も表現がちょっとおかしい部分も若干あったと思うんですけど、この前の区長会のごときですね、議案が案外多くてですね。質問の時間を設けたんですけど、なかなか上がってこなかったということはあります。区長さんに対しましては、5月25日の説明会があるので、周知方お願いしますということをお願いをいたしております。当然、区長さんの方も来ていただけるのかなあとということで、先ほどの説明をいたしました。

続きまして、31年度に大手門関係の予算はゼロでございます。今のところ。この前、区長会のごとき説明した予算に関しては、大手門公園広場の、当然概算事業費がいくらだろうってことを想定したときに、約5,000万というご説明をしております。

以上でよろしかったですかね。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 今回の大手門公園広場の事業費の概算なんですけど、鑑定評価が5月の末に出てくると思いますが、アパートの移転分と公園の芝生化等々で約5000万という計算をしております。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。山口議員。いいですか。

○1番（山口利生君） はい。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。
4番、高戸君。

○4番（高戸幸雄君） 今の関連ですけれども、課長が5,000万という数字を上げましたけれども、5,000万ではちょっと不可能ではないかなと私は思うわけですが、鑑定評価が5月の末ですか、出てくるという話ですけれども、そうすると、西海岸にかかるところはどうなりますか。私はあそこの、どうせならば億の金がかかるだろうってということで反対意見を申し上げたところです。今、公園整備、そこだけでも5,000万ということが出ましたけれども、本当にその5,000万でできるのかなあと。そうすると、先ほど松本議員が言われるように、小出し小出し、どうせ東海岸から西海岸に抜ける道路つくらばいかんとでしょう。バス路線変更のときは。そしたら当然今言われた5,000万では、私は到底追いつかないと思うんですけどいかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 新年度の予算の審議のときに、当然国道側は認めていただけなかった、移転の分の補償設計の分はですね。今回は、大手門の富岡の船客待合所から見て左側の公園部分の部分だけで、約5,000万程度かかるということで、区長さんのほうには今説明をしとります。

○議長（錦戸俊春君） 4番、高戸君。

○4番（高戸幸雄君） だからこそですね、全体像を示してくださいよ。本当、言われるように小出しですよ。今回は駐車場だけですよ。駐車場が解決したらバス路線の変更をやると当然向こうにある3～4軒の家屋には、移転補償がかかってくると思いますけどいかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） バス路線に関しましては、今の計画ではちょっと図面がないので説明がしにくい、大手門のところの左側に、待合所側から見てですね、公園を作って、その横をバスが通って、今の現道のバス路線につなぐ方法になっております。バス路線はですね。上に上がらなくて。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 小出してということじゃなくて、全体像は示しているんだけど

も、一部進まないようになったんで、それは小出しとは言わない。だから、全体像は全体像として、今までも説明もしてございますし、今回も25日の日には説明もしたいと。ただ、一部道路の不動産鑑定を、道路っていうか、用地・家屋の不動産鑑定を出しましたが、これは認めていただけなかった。で、この意見については、まあだ1ヶ月ぐらい前に認めていただかなかったのをあえて出すというのは、又議会にも失礼じゃないかということで、今、継続してやっております不動産鑑定が出ますと、一応、現道、自動車道路が一部なくなりますので、バス路線を含めた中での取付道路を作るため、そして又公園をつくるための予算を今回不動産鑑定が出て、相手の方がご承諾をなさったら又議会にお諮りをするということでございます。

で、もちろん大手門の全体像は、25日にも説明をいたす予定であります。

○議長（錦戸俊春君） 4番、高戸君。

○4番（高戸幸雄君） 今、不動産鑑定士に出しておられるというそのアパート、その前の用地、その鑑定料の予算はどけあつとですか。3月にしたつですかね。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（福田誠一君） 30年度の繰越予算になっております。通つとります。

○議長（錦戸俊春君） 4番、高戸君。

○4番（高戸幸雄君） 繰越しで通っているなら私の勘違いですから、今までの発言については、一部訂正をさせていただきたいと思います。

あと一つよかったですかね。もうだめですよ。よかですか。

大手門以外に一ヶ所だけ。ページの58ページなんですけれども、負担金補助に、県器楽合奏コンクール出場補助金14万6,000円の減額。こういったものをですね、専決処分にご自身がおかしいと思うんですよ。これは当然、器楽合奏コンクールは年内にある事業を、あえてなんで今持ってくるのかと。

企画政策課長が言うように、10%、あるいは30万以内で出さんばいかんけんていう可能性もありますけれども、年内にあった行事を専決処分に出すまで延ばしていた、そのこと自体がおかしいのではないかと思います。

私は年内にある事業ならば、これは毎年の事業ですから、遅くとも3月の定例会までは出すべきだと思いますけど。こういったことを出すからわかるんですよ。教育委員会の事業が遅れていると。あえて言いたくありませんけれども、まあ職員もいろんなことがあったと思いますけれども、今後はですね、事業が終わったら、少なくとも年内の事業については年内に精算するような、やはり努力をしなくちゃいけないと思います。こういったことを野放ししていいですか、毎年度毎年度していくことによって、段々段々それに慣れて職員が来ると思いますので、あえて苦言を申しますけれども、こういった事業をですね、専決処分に出すことだけはやめてほしいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。本案は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

ここで、11時25分まで、休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分の承認について

専決第4号 平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認について、専決第4号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 専決第4号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ67万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,906万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、坂瀬川財産区有地内において計画されております民間事業者の風力発電事業について、許認可にかかる進捗状況の遅れに伴い、平成30年度に準備工事等に着工する予定が今年度となったためでございます。土地貸付収入の減額となったものでございます。

補正の内容についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。歳入です。

款1 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、節1 土地貸付収入で、区有地貸付収入67万3,000円の減額です。

次のページ、7ページをお開き願います。歳出です。

款2 予備費、項1 予備費、目1 予備費で、歳入の減額に伴い67万3,000円の減額です。

以上で、平成30年度荅北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 許認可の遅れということですが、内容はこういった形で遅れたんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 事業者によりますと、昨年の淡路島のほうで風車の倒壊が発生したことはご存じだと思いますけれども、その影響によりまして、基礎部分の審査等が厳しくなっており、その分で審査が遅れているということで報告を受けているところです。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） そしたら、倒壊事件があってから、構造を変えるようなことを国なりは求めたんでしょうか。私もその事例をあげてですね、広域農道に、道路にさしかかって倒れてしまったときはと、その場合は、万が一そこを通行していた人、あるいは車に危害を及ぼすので、倒れた場合も道路にかからないように、基礎をもっと山側に移すべきだという提案をしてきましたけども、結果的に国が、町はそのことは聞き流されましたが、国はやはりそこを見ているということになるんじゃないんですか。とすれば、今後同じ場所に計画してあるのは、基礎が動くのか動かないのか、わかっているならば教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 淡路島のほうの倒壊の原因がですね、こういったものであるかというのはちょっとわからないわけですが、それに伴う遅れっていうことは聞いておりますが、荅北の計画されている分についてはですね、専門家会議において、基礎及び基礎等風車本体、タワー部になりますけれども、基礎と風車本体を接続する部分について構造上問題ないということの確認を受けているということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 十分関心を持ってですね、その事業には、用地を貸す場合も、

関心を持って取り組んでください。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 専決処分の承認について

専決第5号 平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認について、専決第5号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 承認第5号、専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお願いします。

専決第5号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,610万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億663万5,000円とするものでございます。

補正の主な理由ですが、その前に、平成30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が熊本県になったことによりまして、市町村に交付される交付金額等の構成が大きく変わっております。

この中でも、国民健康保険特別会計の歳入の大半を占める普通交付金ですが、年度当初に概算交付金が決定され、当該年度の2月までに全額交付されます。この交付金の精算方法が2段階方式となっておりまして、当該年度の歳出における2月までの支払額をもって概算事業費を算出し、1段階目の仮の精算を行い、過大に交付を受けた市町村は当該年度中に歳入還付を行います。続いて、事業費が確定する次年度に2段階目の精算

(確定精算)を行う方式がとられております。これは、次年度に一括して精算した場合に、還付請求又は追加交付を受ける市町村の国保財政規模の幅を最小にするための措置がとられたことと理解しております。

補正の主な理由としましては、只今述べさせていただきました普通交付金の仮の精算において、歳入還付を行う必要がありましたので、歳入歳出とも減額の補正を提案させていただきました。

続いて、補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。まず、歳入予算の補正になります。

款5国庫支出金、項1国庫補助金、目2国保高額療養費制度改正システム改修補助金、節1国保高額療養費制度改正システム改修補助金の89万1,000円の減額につきましては、当初、制度改正に伴うシステム改修を予定しておりましたが、通常の保守業務内で対応できたことにより減額です。

7ページをお願いします。

款6県支出金、項1県補助金、目2保険給付費等交付金、節1普通交付金8,885万6,000円等の減額につきましては、歳出における概算事業費の確定に伴う減額です。

節2特別交付金1,594万円の増額につきましては、内訳として、保険者努力支援分110万6,000円の減額、特別調整交付金1,383万円の増額、県繰入金312万8,000円の増額、特定健康診査等負担金8万8,000円の増額です。いずれも歳出における概算事業費の確定に応じた補正です。

8ページをお願いします。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3出産一時金等繰入金84万円の減額につきましては、歳出における事業費の確定による減額です。

9ページをお願いします。

款11諸収入、項4雑入、目1一般被保険者第三者納付金、節1現年度135万6,000円の減額と節2過年度1,000円の減額。又、目2退職被保険者等第三者納付金、節1現年度10万円の減額と節2過年度1,000円の減額につきましては、いずれも事業費の確定による減額です。

10ページをお願いします。これより、歳出予算の補正となります。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料の89万1,000円の減額は、先ほど歳入の国庫補助金の減額理由と同様で、通常の保守業務で対応できたことによる減額です。

11ページをお願いします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、節19負担金補助及

び交付金、医療費 3,696 万 8,000 円の減額、目 2 退職被保険者等療養給付費、節 19 負担金補助及び交付金、医療費 2,425 万 5,000 円の減額、目 3 一般被保険者療養費、節 19 負担金補助及び交付金、療養費 26 万円の減額、目 4 退職被保険者等療養費、節 19 負担金補助及び交付金、療養費 10 万円の減額につきましては、いずれも平成 30 年度の概算事業費の確定によるものです。

12 ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、節 19 負担金補助及び交付金、高額療養費 2,228 万 7,000 円の減額、目 2 退職被保険者等高額療養費、節 19 負担金補助及び交付金、高額療養費 635 万 2,000 円の減額、目 3 一般被保険者高額介護合算療養費、節 19 負担金補助及び交付金、高額療養・高額介護合算療養費 5 万円の減額、目 4 退職被保険者等高額介護合算療養費、節 19 負担金補助及び交付金、高額療養・高額介護合算療養費 2 万円の減額につきましては、いずれも概算事業費の確定によるものです。

13 ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 3 移送費、目 1 一般被保険者移送費、節 19 負担金補助及び交付金、一般被保険者移送費 7,000 円の減額、目 2 退職被保険者等移送費、節 19 負担金補助及び交付金、退職被保険者等移送費 7,000 円の減額につきましては、いずれも平成 30 年度の事業確定によるものです。

14 ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金、節 19 負担金補助及び交付金、出産育児一時金 86 万 5,000 円の減額につきましては、平成 30 年度の事業確定によるものです。

15 ページをお願いします。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分につきましては、特別交付金の増額等に伴う財源区分の変更です。

16 ページをお願いします。

款 6 保険事業費、項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費、節 13 委託料、特定健診未受診者対策事業委託料 400 万円の減額は、平成 31 年 1 月末時点で国の要項等が定まっていなかったことから、事業を未実施とし、令和元年度予算で事業に取り組むこととしたことによります。節 19 負担金補助及び交付金、特定健康診査負担金 101 万 8,000 円減額は、概算事業費の確定による減額です。

17 ページをお願いします。

款 10 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費 2,097 万 5,000 円の増額は、歳入における普通交付金、特別交付金の概算交付額の確定及び歳出における概算事業費の確定に

伴う増額です。

以上が、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 総額で約7,600万円の減額補正ですが、これは説明によれば、医療費の減額が結果的にこれにつながったということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） そのとおりでございます。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 結果がそういうことであれば、これもこの経過とすれば、町が今いろんな医療政策を進めている、老人とかそういう施策を進めておられますが、このことが実を結んでいるということではないのでしょうか。それとも、単なる、たまたま30年度の結果はこうであったということなのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） ありがとうございます。そのようにご回答したいところなんですけど、今回の実績にしますと、被保険者数が30年の4月から31年の3月までとしたときに、80人ほど少なくなっておりますので、その分の影響が大きいのではないかと分析しております。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 人数が減ったということは、転出された、あるいは亡くなられたということなんでしょうか。その場合に、転出された方のほうが割合が多いのか、亡くなられた方のほうが割合が多いのか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 一番大きいのは、75歳になりますと後期高齢医療のほうに移っていかれますので、そちらの人数が多くて、あと出生とか転出とかはですね、そんなに影響を及ぼしてないと考えております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

5番、松本君。

○5番（松本良人君） 16ページにいくらか関連すると思いますけれども、例の人間ドック関係が特定健診ですかね。実は74歳までがですね、対象ということでございますが、75歳以上は高齢者であるのかなと思うんですけども、ないということでございますが、近年ですね、やはり人間ドック健診というのは相当なやっぱり重要なウエイ

トを占めているんじゃないかなと思います。それと、やっぱり元気老人が増えてくる、あるいは雇用もある程度年齢的に延びてきましたので、今後、対策としてですね、取り入れられる、どっちでも国保でもいいんですけども、後期高齢者のほうでもいいんですけども、やっぱり人間ドックの対応あたりはぜひ必要だと思いますが、そこら辺、今後の見通しとしてどのようなお考えなのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 国保の人間ドックに関しましたらば、自営業の方が国保の方多ございますので、1日で済むというところですね、非常に申し込みも増えてきております。で、特に40代・50代の若い方はですね、人間ドックのほうがいいかなというところですね、いっていただいております。で、今、松本議員がおっしゃったように、ずっと国保のほうで人間ドックを受けられていた方が75歳になると、人間ドックの補助がないということで、ちょっと自費ですね、受けるのはちょっと高額かなというお声も聞いております。町としましたらば、特定健診は後期高齢者健診でありますので、内容は特定健診の内容と同じです。あと、がん検診が5つ、女性、乳がん・子宮がん、男性は胃がん・肺がん・大腸がんなんですが、その補助にしましたらば、75歳になると個人負担金が半額になりますので、人間ドックの一番のメリットは、血液検査等の項目が多いということと、あとは腹部超音波が入っていたりとかってするんですけども、というところですね、後期高齢者健診と町の各種がん検診を受けてくださいと、現時点は75歳の方にはお勧めしております。

で、後期高齢者広域連合のほうで、後期高齢者ですね、医療費を支払ってくれているところなんですけど、そこでも保険事業はしております、人間ドックの補助というのもあるんですけど、非常にわずかで、そして多分ですね、確実じゃないですけど、多分来年か再来年ぐらいで、その人間ドックの補助もなくなるという状況というところですね、今から始めてもすぐ中止というところを考えるとですね、このままいったほうがいいんじゃないかというところ、今、内部のほうでは話しているところです。

○議長（錦戸俊春君） 5番、松本君。

○5番（松本良人君） 事情はいろいろあるようでございますけれども、私はずっと人間ドック受けております。病院にはいろんなデータも残っております。それから、人間ドックの場合は、やはり自分が悪いんじゃないかなというの自費ですが、オプションでも受けられるということですね。そういうことになりますと、やはり自分が健康に対する意識増がかなり出てくるんじゃないかなと、それがやはり医療費の軽減、削減になるんじゃないだろうか。仮に一人2万円いってもですたい、100人おって200万ですかね。ぜひですね、ここら辺は消費税の負担でもするようなことで、さっちが国費とかどうのこうのに頼らんちゃよかですので、いいというのはやっていただ

くと、というようなことですね、ぜひ前向きで、その分は十分私は医療費等で取り戻すんじゃないかなと思っております。

そこら辺の考え方はどうでしょうかね。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 今後、松本議員のおっしゃるように、医療費適正化というところを考えると、健診をお勧めしておりますので、その辺も踏まえて今後検討させていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。本案は、承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第8 承認第6号 専決処分の承認について

専決第6号 平成30年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第8、承認第6号、専決処分の承認について、専決第6号、平成30年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 承認第6号、専決処分の承認について、ご説明いたしますので、次の次のページをお願いいたします。

専決第6号、平成30年度苓北町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,845万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,677万円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では介護保険料及び国・県補助金等の確定、歳出では保険給付費等の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、6ページをお開きください。歳入です。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、節1 現年度分特別徴収保

除料157万8,000円の増額、節2現年度分普通徴収保険料398万8,000円の減額、節3滞納繰越分普通徴収保険料10万2,000円の増額は、いずれも確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分338万8,000円の増額は、交付額確定によるものでございます。

8ページをお願いします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金124万5,000円の増額、目2地域支援事業交付金、節1現年度分、介護予防事業交付金と包括的支援事業・任意事業交付金、合わせて211万6,000円の増額、目4保険者機能強化推進交付金、節1保険者機能強化推進交付金80万3,000円の増額は、全て交付額確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分1,330万5,000円の減額、目2地域支援事業交付金、節1現年度分13万3,000円の増額につきましては、いずれも交付額確定によるものでございます。

10ページをお願いします。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節1現年度分につきましては、介護予防事業交付金と包括的支援事業・任意事業交付金合わせて交付額確定によります11万3,000円の増額でございます。

11ページをお願いします。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金3,000円の減額は、実績によるものでございます。

12ページをお願いします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4介護保険料軽減繰入金、節1介護保険料軽減繰入金1万4,000円の増額は、実績によるものでございます。

13ページをお願いします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金1,912万円の減額は、基金の取り崩しの必要がなくなったためでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

款9諸収入、項3雑入、目3雑入、節1雑入は、社会保険料と介護予防計画作成手数料合わせて152万8,000円の減額は、実績によるものでございます。

15ページをお願いします。これより歳出となります。

款1 総務費、項4 地域包括支援センター運営事業費、目1 地域包括支援センター運営事業費、節13 委託料127万2,000円の減額は、実績により減額をするものでございます。

16ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等給付費、節19 負担金補助及び交付金1,982万8,000円の減額は、実績により減額をするものでございます。

17ページをお願いします。

款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス等給付費、節19 負担金補助及び交付金652万3000円の減額は、介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画、地域密着型介護予防サービス給付費、いずれも実績により減額したものの合計でございます。

18ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、実績により財源区分の変更をするものでございます。

19ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費、目3 任意事業費、節20 扶助費82万6,000円の減額は、実績に応じたものでございます。目4 在宅医療・介護連携推進事業費、目5 生活支援体制整備事業費、目6 認知症総合事業支援事業費につきましては、実績により財源区分の変更をするものでございます。

20ページをお願いします。

款4 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金、節25 積立金3,000円の減額は、実績に応じたものでございます。

21ページをお願いします。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 第1号被保険者保険料還付金と目2 償還金につきましては、実績により財源区分の変更をするものでございます。

以上が、平成30年度苓北町介護保険特別会計補正予算(第3号)の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(錦戸俊春君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 承認第7号 専決処分の承認について

専決第7号 平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、承認第7号、専決処分の承認について、専決第7号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（荒木真喜子君） 承認第7号、専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお願いいたします。

専決第7号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ117万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,552万7,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、歳入歳出とも受託事業の確定によるものです。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず、歳入予算の補正になります。

款5諸収入、項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入、節1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、概算事業の確定によるもので、117万3,000円の減額です。

7ページをお願いします。

次は、歳出予算の補正になります。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節19負担金補助及び交付金は、概算事業の確定による117万3,000円の減額です。

以上が、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の内容でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 承認第8号 専決処分の承認について

専決第8号 平成30年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第10、承認第8号、専決処分の承認について、専決第8号、平成30年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 承認第8号、専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお願いいたします。

専決第8号、平成30年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ930万7,000円とするものでございます。

補正予算の内容についてご説明いたしますので、4ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1事業費、項1宅地造成事業費、目1分譲住宅造成事業費、節13委託料は、住宅用地販売促進委託料40万円の減額、節19負担金補助及び交付金は、住宅建設補助金100万円の減額でございます。いずれも実績がなかったための減額でございます。

5ページをお願いいたします。

款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金は、140万円の増額です。これは、先ほどの委託料と負担金補助及び交付金の減額分140万円をそのまま、一般会計繰出金とするものでございます。

以上が、平成30年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、専決処分承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第35号 新元号制定に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第11、議案第35号、新元号制定に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 議案第35号、新元号制定に伴う関係条例の整理に関する条例について。

新元号制定に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定することとする。
令和元年5月9日提出、荅北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、2019年5月1日から、元号が「令和」に改元されたことに伴い、関係条例中の「平成」を「令和」に改める必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

新元号制定に伴う関係条例の整理に関する条例(案)。

今回の改正は、元号が「平成」から「令和」に、5月1日から改元されたことに伴い、関係条例中の表記を改正するもので、4本の条例の一部改正を条立てで整理した条例の制定でございます。

まず、第1条の荅北町監査委員条例の一部を改正する条例の一部改正ですが、附則第1項ただし書き中、「平成32年」を「令和2年」に改めるものです。

次に、第2条では、荅北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ですが、同じく附則第2条中、「平成32年」を「令和2年」に改めるものです。

次に、第3条では、荅北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正ですが、附則第11項から第15項までの規定中、「平成36年」を「令和6年」に改めるものです。

次に、第4条では、荅北町指定居宅介護支援等の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正ですが、附則第2項中、「平成33年」を「令和3年」に改めるものです。

次ページ以降につきましては、改正箇所の新旧対照表を添付いたしております。左側の欄が改正後、右側の欄が改正前、下線部が改正箇所となっております。

前のページの条例(案)本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は、令和元年5月1日から適用する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） これ、関係条例はこれだけなのかということです。それから、この場合にですね、変える場合にかかる経費といたしますか、これはどのくらいかかるのか。

それと、天皇制を否定するわけではありませんけども、行政事務上は、西暦に変えてしまおうと、そういう動きはないのかどうかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 税条例等につきましてはですね、後に改正がある分がございまして、そのときにあわせて改正するものもございまして。一応今回は、今の中で令和に変える部分が4本該当するというところで、提案をさせていただいております。

すみません、もう一つ、経費のほうのお尋ねもございました。経費につきましてはですね。ちょっと額のほうでお答えすることはできないんですけども、今年度のそれぞれの予算のほうで計上をしております。

すみません、何回もで。西暦に変えることはっていうことでございましたけれども、一応町のほうとしましては、国に準じたことでやっておりますので、そちらのほうを見ながらあわせていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 元号の改定に伴ういろんな書類のですね、書き換え、まだほかにもあるようです。やっぱり、もう今の段階からどういうものちゅうとはわかるわけですので、調べてですね、いつでも予算提案ができるような、形の取り組みをやっぱりすべきではないかというふうに思います。国に準じてということは当然わかるわけですが、これは市町村だけが変えるわけじゃない、当然国も変えていくわけですので、そういう取り組みもして、早目早目の取り組みをしてもいいんじゃないかと思えます。

それから、年号の動きはですね、今総務課長おっしゃるように、国が動かんことにはどうもできないわけですが、情報としてそういう動きを、考えを持っている首長さんがおられると、あるいは自治体があると、そういう情報はつかんでおられませんか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（尾脇宣宏君） 今のところは、そういう情報はございません。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 町長はこのことについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） それは国に準じてやっていくというのが、妥当な線であると考えております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第35号を採決します。本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、新元号制定に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第36号 請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結について

○議長（錦戸俊春君） 日程第12、議案第36号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 議案第36号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結について。

平成30年9月10日、議案第56号により議決された下記工事請負契約を、変更締結するものとする。

令和元年5月9日提出、苓北町長 田嶋章二。

1. 工事名 森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）。2. 契約の方法 指名競争入札。3. 契約金額 当初1億2,744万円、変更825万7,744円、合計1億3,569万7,744円。4. 契約の相手方 熊本県天草郡苓北町都呂々916番地、前川建設株式会社 代表取締役 前川敏士。

提案理由 地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため

です。

工事の変更内容について、ご説明いたします。

図面を2枚、「法面工根拠図」と「標準横断図」を添付しておりますので、ご覧ください。

工事箇所は、先の4月25日の「二常任委員会合同による町内の視察・調査」の折にご確認いただいた、森林基幹道苓北天草線の苓北町都呂々字杉ノ迫地内の地滑り災害箇所、その折に説明しましたとおり、今回の変更内容で主なものは、掘削・法面の処理工法の追加です。

現在、法面部分を掘削・整形を行いながら、掘削度につきましては、今回の工事において造成しました土捨場に随時埋め込んでおり、現在、計画高まで約3分の2の掘削が完了している状況でございますが、図面②の標準横断図にもあるとおり、掘削高は高いところで約40mにもなり、このまま計画道路高まで掘り下げるとは、落石等も考えられ、工事の安全性を確保することが困難であると判断し、当初、別工事として発注予定であった、法面の処理「ラス張工」を追加するものです。

ラス張工につきましては、図面②の標準横断図の右上に詳細図を載せておりますが、50mm×50mmのひし形金網を1平米あたり、長さ400mmのアンカーピン0.3本と、長さ200mmのアンカーピン1.5本で固定していくこととしております。

今回、ラス張工を追加するのは、図面②の標準横断図にあります「植生基材吹付工」及び「モルタル吹付工」の部分であり、図面①の法面工根拠図に赤で囲っている部分で、合計で2,562.8平米です。

このほか、土捨場部の擁壁基礎を土質により見直すもの、既設モルタル吹付の単価処分を見直すもの、現場内の樹木根株の搬出・処分費を追加するもの、を合わせまして、契約額で825万7,744円の増額としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 先ほどの補正予算の折に、この現場にクラックが見られるということ。写真とかそういうもの、撮ってあろうかというふうに思いますので、それを事前に配付願いたいと思います。それに基づいて、後の、一応質問いたしますが、それに基づいて後の質問も又させてもらいたいと思います。

まず、本箇所は熊本地震を誘因とした地滑り災害の復旧事業ということでした。このことを踏まえ、まだ工事途中ですが、計画断面図と施工現場の状況を切り取り断面の高さと勾配を実際目の当たりにされてですね、道路の安定、それから通行の安全、そういうものが懸念されるわけですが、このままの計画で執行されるのですか。ほっで、この

ことはですね、先ほど話があった、クラックが新たに入ったという状況はまだ見極めておりませんでしたので、こういう質問をしますので、そのクラックの状況とあわせてお答えいただければと思います。

それから、法面工根拠図の平面図ですが、道路の線形はですね、BC2ナンバー3からSP2を経てEC2にかけての右側、まあいわゆる工事残土の処理場ですね、これは当初の説明では4万4,000立米という話でしたけども、先ほどちょっと出ましたが、苓北町の数値の捉え方ちゅうのはあんまり当てにできませんけども、4万4,000立米の盛土部分側、右側へ緩いカーブを描いているというふうに思いますが、そういうことでよろしいのか。

それから、道路の縦断は終点側、県道ですかね、側に向かって下っているということよろしいのか。

それから3. 道路の横断は、ナンバー3の測点を例にとると、道路中、これは2枚目ですね、標準横断図ですが、道路中央から路側に2%の横断勾配が付いています。で、これで又戻りますが、平面図の、先ほど申しましたカーブの部分、については、内側に横断勾配を、内側ちゅうのは盛土部分ですね、に横断勾配を付けるべきではありませんかと。このままではですね、路面水は右側の4万4,000立米の埋め土、工事残土処理のための盛土部分、埋め土の部分へ流れ込んでしまう。その結果、最悪の場合、この盛土土砂の流出、地域やダムの崩壊へつながる。この説明のときには、100mm以上の雨も想定するとかなんとかそういう話が当初、最初の計画のときは、町のほうで説明もされております。

それから、切土面、今度新たに法面保護工を施工されるわけですが、このままの現状でやるのか、課長の説明では40mぐらい高さがあるということですが、やっぱり40mの高さといえばですね、結構な高さですね。しかも法勾配が3%、失礼しました、0.3です。これは人工的に作り上げた鉄塔とか、そういうものであれば安全性は、風力発電は倒れるかもしれませんが、そういう部分はピシッとした中での高さ40m、勾配3分でも構わないというふうに思いますが、この自然の土砂を人工的に切り崩して、3分の40m、上は半分以上はちょっと6分ですけども。しかも、この現場が最初取り組んだのが、先ほど言いましたように熊本地震の結果があるんじゃないか。もしかしたら、そのことが先ほどから話が出ております新たなクラックにつながっている可能性もあるわけです。そういう場所ですので、このままのステップに法面工を施工していいのかどうか。

それから、当初の説明のときに、町のほうではこの盛土部分にですね、植栽をするという考えをお持ちのようでした。どういうものかという、センダンが今、県を中心に、天草地域のほうで、林業振興の一つとして、施策の一つとして、センダンの木の植栽が

今進められているようです。ほっで、そのときはセンダンのように、根の張ったものをこの中に植栽して、法面部分を守っていくという説明でした。いろいろお話聞くと、まだ土地の用地交渉が済んでいないと、工事はしてもいいけども用地の交渉はしていないということがあれば、そういう植栽とか何とかは、所有者の承諾とか何とかも必要になってこようかというふうに思いますが、そのことについてどうお考えなのか、いつ頃施工されるのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） まず、1番目のクラックの状況は、今手元にちょっと写真を準備できませんので、これは全体にお配りした方がよろしい。ちょっと時間かかりますけども、準備は可能です。今からちょっと準備になります。ちょっと準備させますので。ちょっとほかの質問の件について、ご回答させていただきます。

まず最初、この地滑りが熊本地震を誘因とした地滑りであるってというようなことで、その工法が妥当なのかどうかというふうなことでございます。この地滑り箇所は、平成28年4月に確認されまして、平成30年5月29日に収束日ということで判断されております。その後、6月27・28に査定を受けまして、現在の工法が決定しているところでございます。現在は、その査定に基づいて施工を進めているっていうふうな状況でございます。

次に、路線の線形のカーブの状況については、浜口議員のおっしゃるとおりです。で、道路の横断、県道側に下っているのかという点についても、そのとおりでございます。

次に、カーブの内側への側溝ですね、排水処理について検討するべきではないかっていうふうなところですけども、一応、一枚目の図面にありますとおり、土捨場部分の図面でいくと右側のほうにですね、表面の排水を拾う300の側溝を一応設けるようにしております。この部分でですね、処理するようなことで工事を進めているところでございます。

なお、排水計画につきましては、熊本県の林道事業設計基準書に基づいて、設計しているところでございます。

あとは、植栽ですけども、植栽については浜口議員、ご指摘のとおり、現在、まだ施工中でございます。で、用地の購入についても、工事の終了後というふうなことで確定させていただきますので、その後センダン等についてもですね、植栽について検討していくということをお願いします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 一応、写真はまだ間に合わんとやろか。

今の説明の中で、路面排水は盛土部分の中に300の側溝を入れているという話です

が、これはこの平面図からすると、どの部分になりますかね。1枚目の平面図では。

これもし、もしですよ、この、いうならば2本線がありますが、右側ですね。終点に向かって右側には2本線になっていきますけど、3本線ありますが、この内の外側が側溝という考え方ですか。とすれば、この次の標準断面図の2枚目の中には、山側には側溝が入っていますが、この埋立側には何もありません、ですね。ですから、私が道路と埋立部分のところは、何の境もないので、そのまま路面水が、多くないにしても、最近の、近年のゲリラ豪雨のときは、どのくらいの水が流れるか、雨が降るかわかりませんので、そういうものがこの中に入っていき、右側に埋め土・盛土の中に入っていきとすれば、しかも、写真も見たいわけですが、この起点側にクラックが入っているということです。この起点側からもう少し右に戻ってくると、小さい谷がありますよね。小さい谷があって、その谷の東側は尾根になっている。言うならば、その谷の水がこの盛土されとる部分に入って、一つは地震のとあわせて、その水によって今のような災害が起きたのではないかと想定されるわけですので、ぜひ、その写真を見せていただきたい。

それから、その300の側溝とはどのようなことなのか、教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、300の側溝、私が説明したのはですね、図面のここが土捨場部分になりますけども、ここの部分の側溝ですね。土捨場部分の中央に入っている側溝っていうのは、これは網と排水管、その2本で、土捨場部分に流れ込んだ水は処理するっていうようなことになっております。

道路の排水については、勾配を両方、山型の道路にしておりますので、半分は道路のこの側溝に入る、半分はこちらの土捨場のほうに流れてくるっていうような形にはなりませんけども、先ほど説明しました、この側溝で受けて流すっていうような形で計画しております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 今はですね、私もこの図面指しますけども、課長が言われた道路側溝というのは、ここの部分に、道路横断的にすると、センターラインがあって、右側に線が2本ありますよね。その内の1本が側溝という誤解を与えてあつとやかですか。そうすると、今度は次のこの断面図の中では、右側にはですね、何も表示がしてないわけですね。それで、そこら辺のところは、もしかしたら、発注者も、現場はどうかかわりませんが、査定官も「ああ、何か側溝が入るとるな」という感覚でおられるのではないかというふうに思うわけですが、先ほどの課長の説明の中では、側溝で拾うと。でここが、もっと言うのがですね、この道路のこの線があって、その後、四角い小さいマスが見えますよね。ここまで来て、それから一部は盛土側に落とす、一部はその

まま道路を流していくと。そういうことをこの平面図は示している。課長の話も、ちょっと道路の側溝に流すという話でなくて。ところが、この横断図の中ではそういう形跡は全然ないわけですが、そこら辺の違いを教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。ちょっと詳しく説明してください。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、この横断図が現在の計画図でございます。したがって、これにあります道路の左側ですね、法面部分の側には側溝はございませんけれども、右側部分については側溝はないというのが現行の計画でございます。

以上でございます。

○7番（浜口雅英君） 先ほどの説明の中では、側溝に流すというのは、違うということですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 側溝に流すっていいいますのは、土捨場部分の図面でいうと右側部分に伸びております、この側溝まで落として、そこに流すっていうふうなことです。

○7番（浜口雅英君） そしたら、この平面図のこの2本線は何を意味するんですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） すみません、これが、側溝、横断図にあるとおり、側溝ではございませんで、舗装部と路肩の部分の表示なのかなっていうふうなことで思いますけれども、すみません、ちょっと詳しく説明できず申し訳ございません。

○議長（錦戸俊春君） 5番、松本君。

○5番（松本良人君） 今回、モルタル吹付とか、あるいは植生の吹付あたりが計画されとりますけれども、法を見てみますと、石垣分が3分、上のほうが6分なってますね。これ到底やっぱり、石垣でも最低3分ですね、コンクリートブロックでもですね。ここら辺はこのままの体系でもっていかれるのか、あるいは当然、ここら辺は今回、ここら辺でおおよそ800万ぐらいの追加オーダーしとって、まあ本庁協議あたりして、新たに、例えば上の6分のところを8分ぐらいに切ってますね、そしてもうちょっと安全性を確認してやるか、というそういうことのお考えはあるのかなのか。ここら辺どうでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 今の切土の勾配についてですけども、土砂の部分が6分、それから岩の部分が3分っていうのは、これはもう林道の設計基準に基づいた勾配で設計しているところでございます。

林道の設計基準の中にはですね、その高さが10mを超える場合については、小段を設置することについては検討可能であるっていうふうなことは、文言はございます。但し、

その小段のとり方について、厳密な規定までは記載はございません。そのような中で、査定を受ける中で、小段をとった形でですね、査定を受けたんですけども、最終的には、査定の中で小段はカットされて、現在の勾配になったというふうなことでございます。

今回、新たにクラックっていうかですね、ちょっと発生しましたので、そのことを受けて、又県とか国とかとも協議しながらですね、より安全な工法で進められるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 5番、松本君。

○5番（松本良人君） 先ほど、私、予算のほうでもですね、確かに査定官の考え方でこういった形になったんじゃないかなろうかということを行いました。私は、現場を見てみますと、やっぱりかなり危険、危険度があると。で、ここはですね、普通の林道、山あいの何も通らんようなところをつくるというのが、根幹的な林道の施工基準でございますので、こういった大きな道路あたりの基準からはちょっと、又いろんな形で見直さないかとじゃなからうかなというのもあつとじゃなからうかと思うとですね。

ここは、確かに通行も、天草市の方も多く通られるということで、もし上からでも落石あたりがあった場合は、人身にもつながる。そこら辺、十分にですね、私は上部の機関にも言う必要があつとじゃなからうかと思えます。

それで、特にですね、吹付工っていうのは、私の考えでございますけれども、ただ岩を風化させないための吹付工じゃなからうかなと思うとですよ。下から例えば、割れたりなんかしたとがそのまま残つとって崩れてくるなんかちゅうのは、これでは到底止められんとじゃなからうかな。やっぱりある程度勾配を持ったですね、処置をしとかんと。そこら辺はですね、ぜひ上部の機関あたりともう1回ですね、協議をしていただいて、安全安心なですな、林道のつくり方を一つ要望します。これ、要望しかならんわけですのでですね。上部に聞かんと、じゅうぶんやっぱりして、施工は遅れたってよかと思うとですよ。ほつでやはり、ぜひ、町長さん、上京なされたときなんか特に、ご申請をしていただいて、今後安全な道路づくりに努力していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（錦戸俊春君） ちょっと、写真を配付してください。

[写真配付]

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 簡単な概略の説明をお願いします。平面図のどこで、この写真のどの部分がクラック、崩土なのか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） お配りしております図面のもので、平面図で見ますと、

右側部分、すみません、これ終点側ですね。申しわけございません。終点側の一番右です。で、ちょっとクラックの部分ていうのが、ちょっとわかりづらいんですけども、色が変わっている部分の下ですね。そこからちょっと右側に、縦に白く入ってるのがわかると思うんですけども、その部分です。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 7番、浜口君。

○7番（浜口雅英君） 今、課長の説明、最初の話では何か起点側ということでしたけども、終点側ですね。この状況は、ただ工事中の切土面が崩れたということで、心配するのは、この裏側、山の中ですね、工事区域外のところもやっぱり調査をされて、そうせんと、先ほど最初の質問で申し上げましたように、もしこれが、でき上った後でこれだけの、この部分のちょうど山盛りになってる土砂でしょうけども、このやっぱり10立米ぐらいのこの土砂が車なり、あるいは人なりにかぶさった場合には、大事故につながりますし、又このクラックの位置がどこにあるのかによっては、都呂々ダムまで土砂がですね、押し流される可能性もありますので、十分、もちろん作業される方、現場をいかれる役場職員の方も、十分注意をしながら、早急に仕上げしてほしいと思います。安全を確認しながらですね。何もなければ、何かあったら、先ほどちょっと課長の話がありましたように、国とも再度協議されて、設計変更も見据えた中での取り組みを要望します。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

1番、山口君。

○1番（山口利生君） このクラックの件でちょっと、教えてもらいたいんですが。

この右手の杉の木の下のところの線がクラックですよ、これ。これだと全部とってしまった後、今度右側にこの斜面が崩壊するというような恐れがあるのではないかと思いますけれども、この点についても当然、国・県等含めてですね、この奥側がどのぐらいのクラックが山側にも入っているのかどうかと、いうことを至急調査をして、対策を取っていかないと、又全部改修が終わったあと崩れたというふうになると、出戻り工事で又大変なことになると思います。又、工事作業されている業者の人もですね、これの巻き添え食って、死亡事故でも発生したら大変なことになろうかと思っておりますので、このクラックの原因と、その奥側にどのぐらい入っているものなのかどうかというのを、一旦工事を止めてでも調査をした上で、解明されてもらいたいというふうに思います。

これはもう、要望でいたしたいと思います。まだ今のところはわからないと思いますから。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

10番、倉田君。

○10番（倉田 明君） 今、山口議員も言われましたけども、このクラックの原因調査も今からされると思うんですけども、今日の時点で、このままで、この工事を続行される計画であるのか、その辺をちょっと。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 今回の工事の追加っていうのは、ここのクラック部分だけでなく、全面ですね、この法面全面部分のラス張りの追加です。それをしないとほかの部分の工事にも影響しますので、一応ここのクラック部分については請負業者のほうに指示をして、上の段まで、随時確認をするように伝えております。その辺で安全性を確保しながら工事を進めていくってことで考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第36号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、請負契約〔森林基幹道茶北天草線災害復旧工事（その1）〕の変更締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第3回茶北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午後0時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員